

議案第 3 号

東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例の制定  
について

東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、カーボンニュートラル等に係る事業者の設備投資等を支援し、二酸化炭素の排出削減と人々の生活に有益な技術革新を促進するため必要があるからである。

## 東郷町低炭素社会の実現に取り組む事業者の設備投資促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、事業者がカーボンニュートラルに資する設備投資及び有益な技術革新に資する設備投資を行うこと並びにこれらの設備投資を行う事業者の本町への進出を支援し、二酸化炭素の排出削減と人々の生活に有益な技術革新を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カーボンニュートラルに資する設備投資 事業者が、現に所有し、又は新增設する工場等において、令和2年12月に国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に資するものとして規則で定める設備（償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）に限る。以下「カーボンニュートラルに係る設備」という。）を導入することをいう。
- (2) 有益な技術革新に資する設備投資 事業者が、現に所有し、又は新增設する工場等において、二酸化炭素の排出削減に関連する有益な技術革新等に資するものとして規則で定める設備（カーボンニュートラルに係る設備を除き、償却資産に限る。以下「技術革新に係る設備」という。）を導入することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的として、工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。ただし、持株会社とその子会社のいずれかが当該法人であり、かつ、もう一方が投下固定資産の一部又は全部を保有する場合には、持株会社とその子会社を一の法人とみなす。
- (4) 持株会社 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第9条第4項第1号に規定する会社をいう。
- (5) 子会社 独占禁止法第9条第5項に規定する会社をいう。
- (6) 工場等 物品の製造（加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供する施設又はその研究開発の用に供する施

設をいう。

- (7) 投下固定資産 カarbonニュートラルに資する設備投資又は有益な技術革新に資する設備投資のために取得した償却資産をいう。
- (8) 投下固定資産総額 事業者がCarbonニュートラルに係る設備又は技術革新に係る設備（以下「Carbonニュートラルに係る設備等」という。）の導入に要した費用（持株会社と子会社との間における取引その他これに準ずる取引として規則で定める取引に係る費用を除く。）のうち、投下固定資産の取得費の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）をいう。
- (9) 固定資産税 地方税法及び東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の規定に基づき、本町が事業者に課する固定資産税のうち、投下固定資産に対して課されるものをいう。

（奨励金）

第3条 町長は、この条例の目的を達成するため、予算の範囲内において、Carbonニュートラルに係る設備等を導入した事業者に対し、Carbonニュートラルに係る償却資産取得奨励金を交付することができる。

2 町長は、前項の奨励金を受ける事業者のうち、町内の工場等にCarbonニュートラルに係る設備等を導入した事業者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) Carbonニュートラルに係る設備等新設促進奨励金
- (2) Carbonニュートラルに係る設備等増設促進奨励金

3 前2項の奨励金（以下「奨励金」という。）の額については、規則で定める。

（奨励金の交付対象者）

第4条 前条第1項に規定する奨励金の交付の対象となる事業者は、Carbonニュートラルに資する設備投資又は有益な技術革新に資する設備投資を行う者とする。ただし、町外（愛知県内に限る。）に所有する工場等にCarbonニュートラルに資する設備投資又は有益な技術革新に資する設備投資を行う事業者にあつては、町内に本社を所有する者又は導入時に町内に本社を移転する者とする。

2 前条第2項第1号に掲げる奨励金の交付の対象となる事業者は、同条第1項に規定する奨励金の交付を受ける者であつて、町内に所有する又は新增設する工場

等に、初めてカーボンニュートラルに係る設備等の導入を行うものとする。

3 前条第2項第2号に掲げる奨励金の交付の対象となる事業者は、同条第1項に規定する奨励金の交付を受ける者のうち、町内に所有する工場等にカーボンニュートラルに係る設備等を導入している者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に所有する又は増設する工場等に、カーボンニュートラルに係る設備等を追加して導入する者

(2) 町内に所有する工場等に導入しているカーボンニュートラルに係る設備等を入れ替え、入替え後のカーボンニュートラルに係る設備等の固定資産税の評価額が増加する者

4 奨励金の交付の対象となる事業者は、カーボンニュートラルに係る設備等を導入する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行わなければならない。

5 奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 次に掲げるいずれかの法人

ア 暴力団（東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

イ 当該法人の役員が暴力団員（東郷町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次に掲げるいずれかの個人

ア 暴力団員である者

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（重複受給の禁止）

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 第3条第1項に規定する奨励金に係る投下固定資産について、東郷町企業立地促進条例（平成22年東郷町条例第19号）第3条第2項第2号に掲げる償却資産取得奨励金の交付を受けていないこと。

(2) 奨励金の交付の対象となるカーボンニュートラルに係る設備等について、本町の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(指定の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ町長に申請し、奨励金の交付に係る指定を令和13年3月31日までに受けなければならない。

2 町長は、前項の指定に当たって必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者（前条第1項の規定による指定を受けた事業者をいう。以下同じ。）は、その都度、町長に申請しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたと認められるとき。
- (2) 第4条に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと認められるとき。
- (4) 奨励金の交付の対象となったカーボンニュートラルに係る設備等に係る事業を廃止したとき又は当該事業が廃止の状況にあると認められるとき。
- (5) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したと認められるとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。

(奨励金の交付の取消し)

第9条 町長は、指定事業者に奨励金を交付することが適当でないとき、当該奨励金の交付を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による奨励金の交付の取消しを行ったときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、特に必要があると認めるときは、指定事業者又は奨励金の交付を受けようとする事業者に対して、必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 奨励金の交付は、令和6年度以降に固定資産税が課税されることとなるカーボンニュートラルに係る設備等を導入した指定事業者について適用する。

## 議案の概要

### 1 制定理由

事業者がカーボンニュートラルに資する設備投資及び有益な技術革新に資する設備投資を行うこと並びにこれらの設備投資を行う事業者の本町への進出を支援し、二酸化炭素の排出削減と人々の生活に有益な技術革新を促進するため必要があるからである。

### 2 制定内容

- (1) 予算の範囲内において、カーボンニュートラルに係る設備等を導入した事業者に対し、カーボンニュートラルに係る償却資産取得奨励金を交付すること。  
(第3条第1項関係)
- (2) 町内の工場等にカーボンニュートラルに係る設備等を導入した事業者に対し、カーボンニュートラルに係る設備等新設促進奨励金又はカーボンニュートラルに係る設備等増設促進奨励金を交付すること。(第3条第2項関係)
- (3) カーボンニュートラルに係る設備等の導入が町外(愛知県内に限る。)に所有する工場等において行われた場合であっても、町内に本社を所有する事業者等であれば、カーボンニュートラルに係る償却資産取得奨励金の交付対象者とすること。(第4条第1項関係)
- (4) 奨励金の交付を受けようとする事業者は、奨励金の交付に係る指定を令和13年3月31日までに受けること。(第6条第1項関係)
- (5) 指定事業者が偽りその他不正の手段により指定を受けたと認められるとき等は、当該指定事業者の指定を取り消すこと。(第8条関係)

### 3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行すること。
- (2) 奨励金の交付は、令和6年度以降に固定資産税が課税されることとなるカーボンニュートラルに係る設備等を導入した指定事業者について適用すること。